地震保険に係る再保険金の概算払に関する省令の一部を改正する省令

地震保険に係る再保険金の概算払に関する省令（平成十年大蔵省令第百二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
別紙様式第一 様式第１ 令和　年　月　日 財務大臣　殿 （法人名） 連絡先（電話番号） （所在地） （代表者名） 地震再保険金額算払請求書 請求額　金　　円也 令和　年　月　日発生の　　地震に係る、政府が負担すべき再保険金の概算払について、下記の書類を添付のうえ、上記のとおり請求いたします。 記 １．再保険金概算払計算書 ２．推薦別元受支払保険金支払見込額明細書	別紙様式第一 様式第１ 令和　年　月　日 財務大臣　殿 （法人名） 連絡先（電話番号） （所在地） （代表者名）　　印 地震再保険金額算払請求書 請求額　金　　円也 令和　年　月　日発生の　　地震に係る、政府が負担すべき再保険金の概算払について、下記の書類を添付のうえ、上記のとおり請求いたします。 記 １．再保険金概算払計算書 ２．推薦別元受支払保険金支払見込額明細書

附　則

この省令は、公布の日から施行する。